

## 公正な外国学修歴の審査・認定を考える

—日本の大学に対する「『外国での学修履歴の審査』および『海外で修得した単位の認定』に関する実態調査」結果報告—

Exploring Fair Assessment and Recognition of Foreign Qualifications and Prior Learning:

Report from the Results of Questionnaire Survey

Targeted at Japanese Universities on

Assessment of Foreign Credentials and Recognition of Credits Earned at Foreign Educational Institutions

独立行政法人大学評価・学位授与機構

評価事業部国際課国際第2係長 井福 竜太郎

評価事業部国際課長 秦 絵里

(学生移動(モビリティ)に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査プロジェクト)

IFUKU Ryutaro (Unit Chief, International Affairs Division, National Institution for Academic Degrees and University Evaluation, NIAD-UE)

HATA Eri (Director, International Affairs Division, NIAD-UE)

キーワード：学修歴の認定、単位認定審査、海外留学

### I. はじめに

近年、学生の国際的な流動化が拡大し、各国において、外国からの学生の受入れとともに、自国の学生が外国で修学する機会が増えてきている。世界的な学生移動(モビリティ)の傾向を見ると、2000年に世界で約210万人だった第三段階教育における外国人留学生の総数は、2012年には450万人を超えている<sup>1</sup>。政策的には、例えば欧州のボローニャ・プロセスでは、2020年までに、欧州高等教育圏の国々の卒業生のうち、国際的な学習経験を有する者を20%とする数値目標を掲げ、その達成にむけて様々な方策が講じられている<sup>2</sup>。こうした政策面からの後押しを伴って、国際的な学生の移動はさらに高まっていくことが推察される。

我が国の大学においても、国際的な学生流動化の潮流や政府による学生の双方向交流の推進施策を

受けて、近年、外国からの学生を受け入れるのみならず、我が国の学生が外国で修学する機会を増やしている。それに伴って、各大学では、入学・編入学資格審査の対象となる外国での学修歴や外国で修得した単位認定にかかる審査の増大や、学修歴・単位等にかかる確認すべき事項の多様化が進んでいるといえる。

こうしたなか、外国での学習経験を有する学生を受け入れる際の資格や、外国の教育機関での修得単位や学修歴を、適切に審査し認定することが求められている。高等教育機関にとって、学生の外国における学修歴や学修成果を正当に評価することは、学修の機会を拡大・多様化し、学生の権利を保障することであり、同時に自らが授与する単位や学位の質に関する責任を負うことでもある。さらに学生にとっては、自らの学修歴が適正に認められることで、複数国における学修を体系的に統合し、また進学・就職時の接続性を高めることも可能になる。また、高等教育界を含めた社会全体においては、学修歴の適正な審査・認定の仕組みを通じて、学生の学力を見極め、多様で優秀な人材の迎え入れにつなげていくことが期待できる。

外国での学修歴を持つ学生の編・入学資格認定を実施する組織は、高等教育機関であったり、政府機関や独立の団体などであったり、国によって多様であるが、UNESCOにおける高等教育の資格の認証・認定に関する地域別条約<sup>3</sup>などに見られるように、これらの資格審査、認定手続き、および基準等について、透明性、一貫性、信頼性、公平性を確保することが重要であると国際的にも認識されている。さらに、地域別条約では、高等教育に関する資格の公正な認定を促進するため、条約の締約国において、内外の高等教育制度や資格に関して適切で正確かつ最新の情報を提供することが謳われている。実際に、欧州の地域別条約「欧州地域の高等教育に関する資格認証条約」(いわゆるリスボン認証条約)の締約各国では、高等教育機関以外で、こうした資格・学位の認証に関する助言・情報提供を担う体制が整備<sup>4</sup>されている。こうした視点に立つと、学生移動に伴い高等教育機関に必要とされる高等教育制度や資格に関する情報提供事業は、学生の国際的な流動化を支える必要基盤であるといえよう。

## II. 調査の目的・対象

前節に述べた情勢を踏まえ、大学評価・学位授与機構では、学生移動に伴って大学が審査・認定業務において確認を必要とする情報の性質や範囲を明らかにし、今後の大学等への支援の在り方を検討するため、平成26年2月から4月にかけて、我が国の全大学を対象とした「『外国での学習履歴の審査』および『海外で修得した単位の認定』に関する実態調査」を文部科学省と協力して実施した。調査の集計結果は、平成26年7月に、当機構のウェブサイト ([http://www.niad.ac.jp/n\\_kokusai/qa/mobilitysurvey\\_1542.html](http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/qa/mobilitysurvey_1542.html)) 上で公開している。

この調査では、(I) 外国において学習経験を有する学生の受入れの際の資格審査ならびに (II) 学生が海外の教育機関で修得した単位の認定手続きに関して、実務上、大学ではどのような確認をして

いるのか、また、どのような情報を必要としているかの実態を把握することを目的とした。アンケートは2種類で構成し、対象者は、これらの実務に携わる大学の教員および職員とし、担当者個人の意見を集約することとして、調査を実施した（表1）。

<p><b>○アンケートⅠ：外国での学習履歴審査—入学（出願）資格審査—</b></p> <p>IA：学部（学士課程）入学時 IB：研究科（大学院課程）入学時</p> <p>〈対象者〉大学が実施する入学者選抜試験において、外国での学習履歴を有する出願者の入学（出願）資格審査に携わっている教員と職員</p> <p><b>○アンケートⅡ：海外で修得した単位の認定</b></p> <p>ⅡA：学部（学士課程）入学時 ⅡB：研究科（大学院課程）入学時</p> <p>〈対象者〉海外で修得した単位の認定審査に携わっている教員と職員</p>
--

表1：アンケートの種類および対象者

調査は、オンライン・アンケート形式により、平成26年2月26日から4月15日に実施した。各アンケートで、400～500件の回答を得た（表2）。全回答者の半数以上が私立大学、8割が事務職員からの回答であった（表3）。また、担当者個人の意見としての回答を依頼したことから、回答内容は、担当者の所属により、全学あるいは一部局を反映したものとなっている。

アンケート種別	回答者
I A （外国での学習履歴の審査：学部）	484
I B （外国での学習履歴の審査：研究科）	468
Ⅱ A （海外で修得した単位の認定：学部）	469
Ⅱ B （海外で修得した単位の認定：研究科）	425

表2：回答者数 [アンケート種別毎]

	IA	%	IB	%		ⅡA	%	ⅡB	%
事務職員	403	83%	381	81%	事務職員	379	81%	347	82%
教員	81	17%	87	19%	教員	90	19%	78	18%
計	484	100%	468	100%	計	469	100%	425	100%

表3：回答者数 [職種別]

以下では、この調査のアンケートⅡ「海外で修得した単位の認定」に焦点を当てて、結果の概要とともに、そこから浮かび上がった特徴を紹介することとする。

### Ⅲ. 「海外で修得した単位の認定」に関する調査の概要

#### 1. 設問の構成

学生が外国で修得する単位に関しては、その学生がどういう立場であるか、また、在学している大学と単位を修得する大学の関係によって、同じ大学内でも学部・研究科ごとに単位認定の扱いを区別していることが想定されたので、調査では、単位認定のケースとして次の4種類を設定し、実態やニーズを区別して回答できるようにした。

ケース①： 協定関係にある外国の教育機関からの（編）入学者が当該教育機関で修得した単位を認定するケース（例：ダブル・ディグリー生、ツイニング・プログラム生、編入学協定に基づく留学生の受入れの場合）

ケース②： 協定関係がない外国の教育機関からの（編）入学者が当該教育機関で修得した単位を認定するケース（例：協定のない海外の大学や短期大学を卒業・中退した後に（編）入学する場合）

ケース③： 在学生在が外国の教育機関との合意に基づく留学により修得した単位を認定するケース

ケース④： 在学生在が機関（部局）間の合意に基づくことなく外国の教育機関に留学して修得した単位を認定するケース（例：私費留学、認定留学、休学による留学の場合）

アンケートは以下のような項目30問で構成されている。

- 回答者の属性および基本情報（Q1～Q7）
- ケース①～④についての単位認定制度の有無と認定実績の有無（Q8）、単位認定の申請および認定等の件数（Q9）
- 単位認定の方法・手順・実施体制（Q10～Q15）
- 単位認定の審査の詳細や実態
  - 単位修得先機関の設置認可・ア krediteーション等の確認有無（Q16）
  - 審査の形態、審査項目、成績評価の認定方法（Q17～Q19）
  - 提出された各種証明書の真贋を疑った経験や書類の真偽判別のための取組み（Q20～Q21）
  - 単位認定の一連の過程で利用する情報（Q22）
- 回答者の単位認定審査業務への関わりとその困難度・満足度（Q23～26）
- 海外で修得した単位の認定審査において、今後期待する情報提供サービス等（Q27～Q30）

#### 2. 回答結果に見られる特徴

当機構ウェブサイトで公開している本調査の集計結果では、回答実数・割合や所見を設問順に紹介しているが、そこには以下のような特徴が見られる。

### (1) 学士課程では協定に基づいた派遣留学の単位認定が主流

本調査のQ8では、回答者の所属組織における上述の4つの単位認定ケースの実施状況を「行っている」「制度はあるが実績はない」「行っていない」の3択で回答を求めた。各ケースを「行っている」と答えた回答者の割合について、学士課程では、ケース③（在学生の協定外国機関での修得単位の認定）が最も多く、次にケース②（非協定外国機関からの（編）入学時の単位認定）が続いた。ケース①（協定外国機関からの（編）入学時の単位認定）やケース④（在学生の非協定外国機関での修得単位の認定）も一定数の実施が確認された。大学院課程でも最も多かったのはケース③であったが、次に多く見られたのはケース①であった。また、大学院課程における実施状況は、学士課程に比べて実施しているとの回答割合が低くケースに顕著なばらつきは見られない。（図1）。

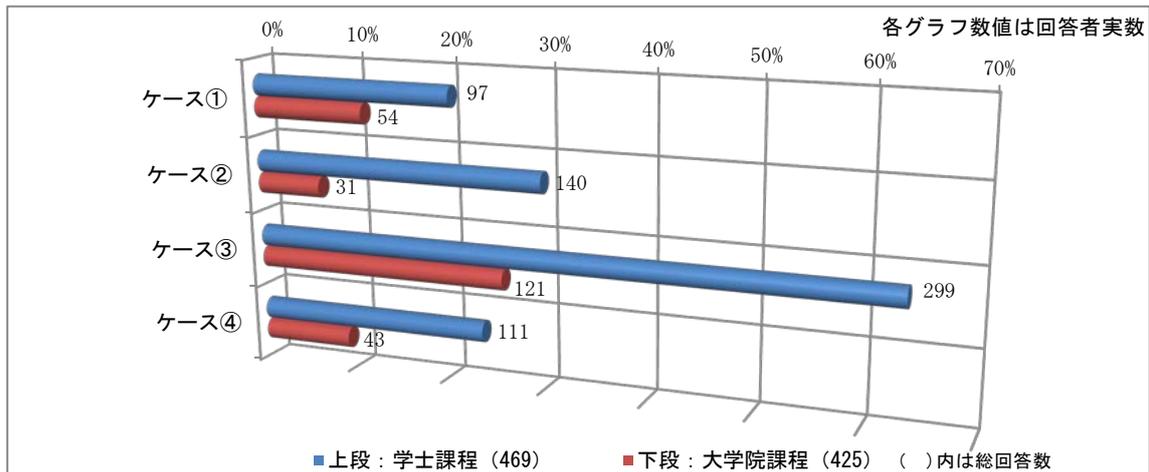


図1：ケース①～④それぞれを「行っている」と答えた割合（回答者：全員）

### (2) 単位認定審査で見ている要素は授業時間数、講義内容、成績評価が多い

本調査のQ18では、外国で修得した単位の認定の際にどのような要件を審査の対象としているのかを聞いた。回答の上位には、「授業時間数（Q18-c）」（学士課程78%、大学院課程74%）、「当該科目の講義内容（Q18-e）」（学士課程77%、大学院課程80%）、「申請者個人の科目毎の成績評価（Q18-a）」（学士課程74%、大学院課程77%）があげられている。

一方、「当該科目の到達目標・学習成果（Q18-d）」（学士課程26%、大学院課程32%）や「当該教育機関に関する教務関係の情報（例：単位制度、成績評価制度）（Q18-f）」（学士課程28%、大学院課程28%）は、比較的少なかった（図2）。

これらのことから、単位の認定にあたっては、当該科目の講義内容と授業時間数を確認して科目ごとに成績を見ているが、これらの基礎となる「当該科目の到達目標・学習成果」等を確認することは

少ないといえる。シラバスや定量的な情報は利用しやすいものの、科目ごとの学習の到達目標に対する達成度等、定性的な情報は得にくい状況にあるのではないかと推察される。

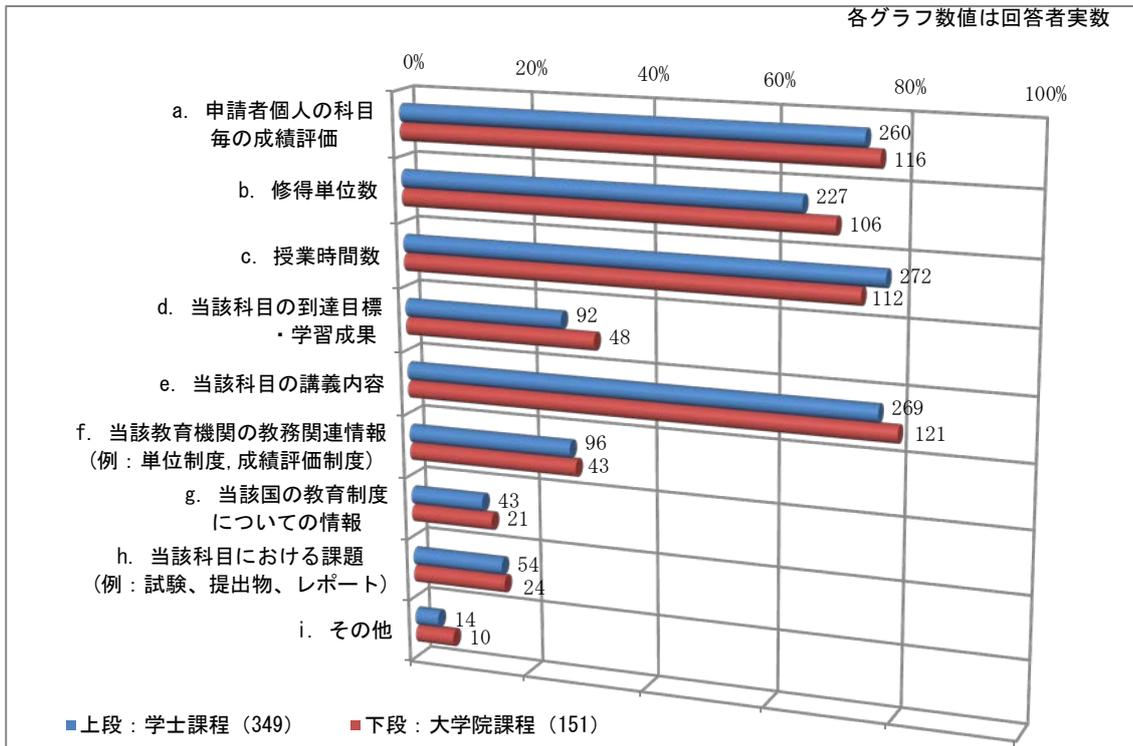


図2：単位認定審査の基となる要素（複数回答、ケース①～④のいずれかを行っているとの回答分）

### (3) 教育機関の設置認可やアクレディテーション状況の確認は7～8割

調査のQ16では、協定校以外の教育機関で修得した単位の場合（ケース②および④）、単位の付与機関が当該国で設置認可、あるいはアクレディテーション（適格認定や認証評価）を受けていることの確認状況を聞いた。「必ず確認している（Q16-a）」と「疑わしい場合のみ確認している（Q16-b）」の回答数は、学士課程では76%、大学院課程では81%であった。協定校以外の教育機関に対して設置認可等を確認していない場合も2割程度あることがわかった（図3）。

このことから、協定校以外の教育機関における修得単位の認定を行うにあたって、設置認可やアクレディテーションを確認していないことの理由を明らかにする必要があるといえよう。たとえばアメリカ連邦教育省は、オンラインの学位取得プログラムの隆盛に伴って、ディプロマ・ミルが増加していることを指摘している<sup>5</sup>ように、高等教育機関と称していてもそれが正規の学位や単位を授与できる機関ではない場合も考えられる。また、MOOCsに代表されるようなオンラインによる授業配信が注目を浴びてきているように、学修方法や単位修得方法の多様化が進んできたことから、各国で行われている教育機関の正統性や質保証プロセスの確認は外国からの編・入学者の資格審査及び既修得単位の認定において重要な要素だと考えられる。大学によっては、単位認定の前例のある外国の教育機関については、改めて外国大学の正統性を確認しないということもあるであろうが、ケース④で学生の

留学先の教育機関を大学が事前確認をしていない場合には、単位認定の審査の際に、設置認可やアクレディテーションの状況を確認する必要があるといえよう。

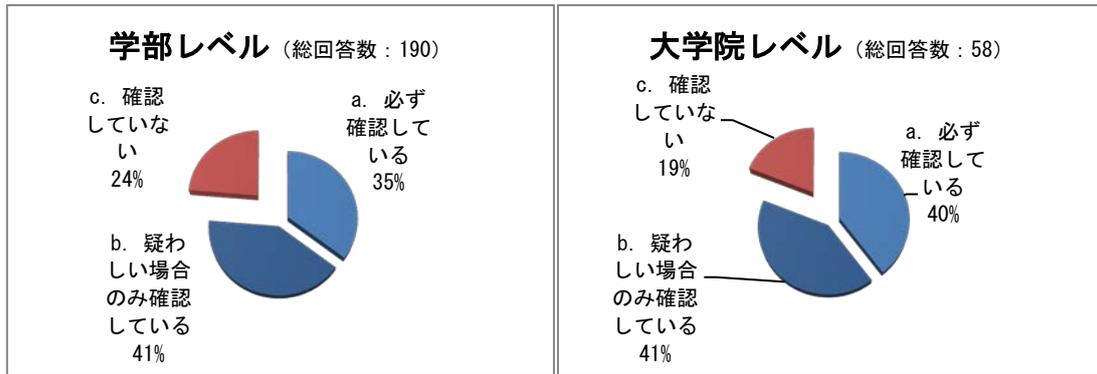


図3：設置認可・アクレディテーションの確認状況（ケース②または④を行っているとの回答分）

#### (4) 成績評価の認定を行っているのは2割程度

外国で修得した単位の認定過程で、成績評価結果の認定も行っているかどうか確認した(Q19)ところ、学士課程で68%、大学院課程では64%が、成績評価結果の認定を行わず、外国での修得単位には専用の符号を付していることがわかった。一方で、単位認定の際に成績評価結果を含めて審査し、自大学での成績への読み替えを行っているのは、学士課程で21%、大学院課程では26%であった(図4-1、図4-2)。

外国で修得した単位の認定を行う上では、単位を与えた外国の教育機関の成績評価基準を確認し、それと自大学の基準との関係を整理することが重要だといえる。しかしながら、この調査結果からは単位の認定の際にこのような成績の確認や読み替えを行っている大学は多くはない状況である。しかし、とりわけGPAを導入している場合などには、他の教育機関で修得した単位と成績評価の認定の関係を明示するとともに、認定にあたっての透明性が求められることになるといえよう。

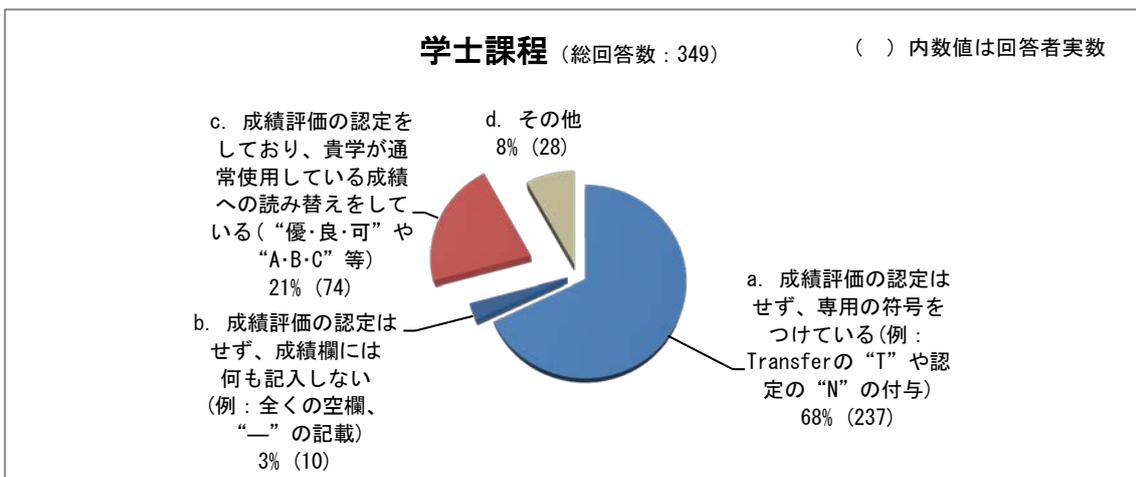


図4-1：成績評価の認定状況（学士課程）（ケース①～④のいずれかを行っているとの回答分）

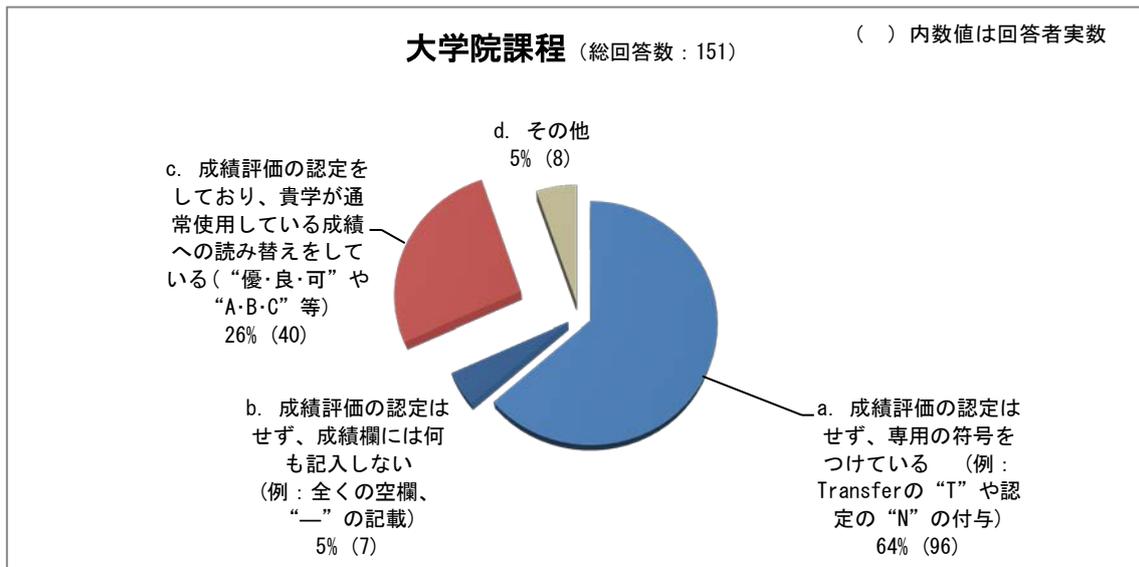


図 4-2: 成績評価の認定状況 (大学院課程) (ケース①~④のいずれかを行っているとの回答分)

#### (5) 単位認定の審査過程における情報確認は学内での経験と知識が頼り

外国で修得した単位の認定に関する審査過程で利用する情報 (Q22) としては、「貴学 (学部/研究科) に在職する教員への照会 (Q22-c)」 (学士課程 59%、大学院課程 62%) の回答が最も多く、次いで「貴部署の担当者の経験と知識 (Q22-d)」 (学士課程 42%、大学院課程 34%) が多かった。審査過程で、教員や職員の経験と知識が有益な情報となっている現状がうかがえる (図 5)。この傾向は、アンケート I 「外国での学習履歴の審査」でも同様に見られた。

大学の外部から得る情報としては、「一般に無料で公開されている WEB サイトや文献 (Q22-a)」 (学士課程 27%、大学院課程 31%) と「申請者が在籍した教育機関への照会 (Q22-f)」 (学士課程 31%、大学院課程 24%) が多かった。国内外の教育関連機関による情報サービスの利用 (Q22-h、Q22-i) は、2~3%と極めて少なかった。

これらの結果については、単位の認定審査過程における情報確認にかかる課題について、大学における状況背景を含めて、解釈する必要があるといえる。第一に、単位認定の審査を行う委員会等で協議するまでの限られた時間の中で書類確認を行う必要があり、丁寧な情報収集が困難であるということである。一般に検索できる WEB サイトを参考にするとか、学内関係者に照会するなど、比較的簡単に得られる情報源に頼っている状況が多いということであろう。第二に、単位認定申請に必要な書類や情報を確認する職員の知識や経験が大きく関連しているということである。大学において、一般的に、職員が数年で異動することが多い。このような体制で、諸外国の教育情報を蓄積していくことは難しい面があるといえよう。

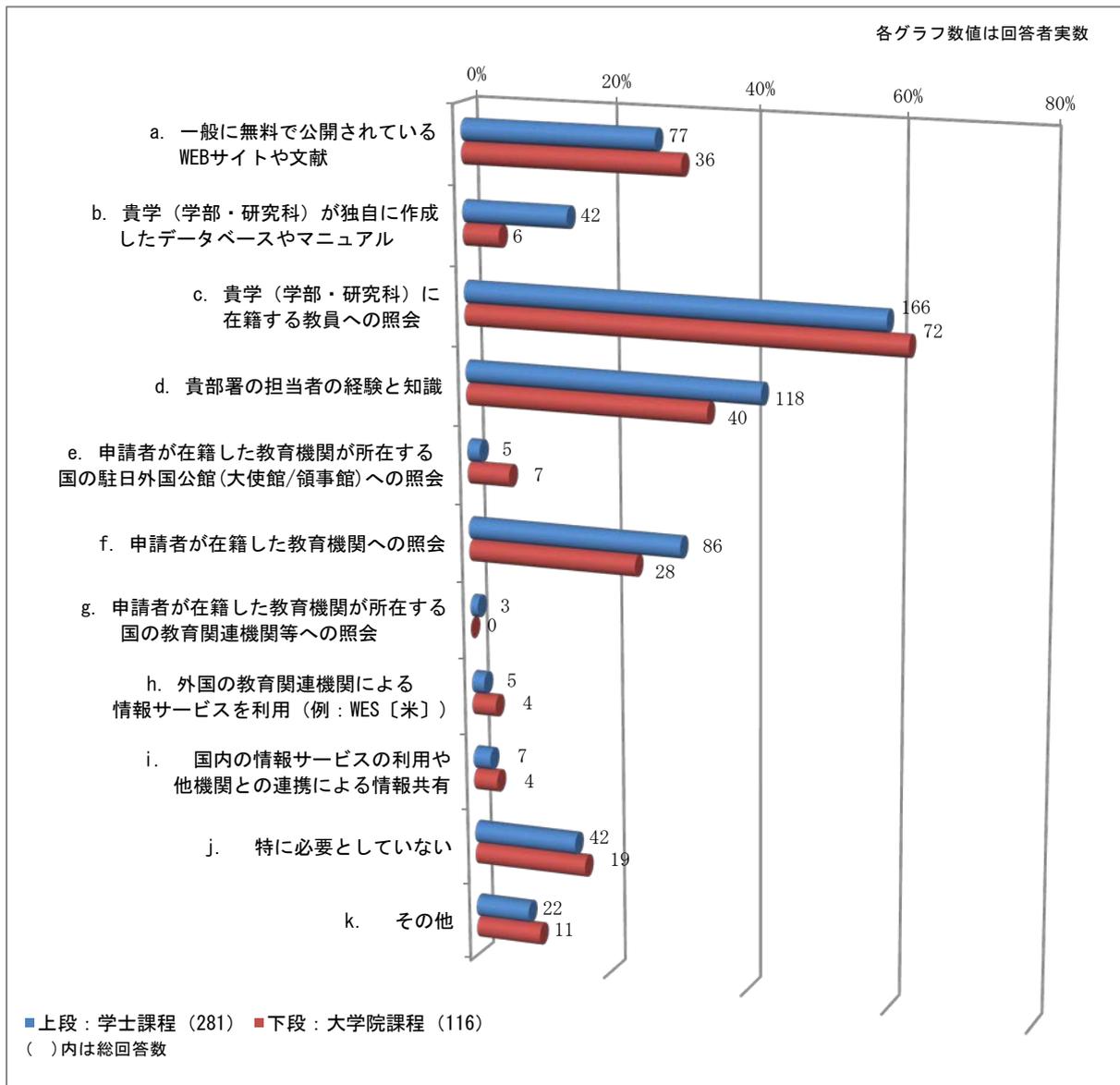


図5：単位認定の過程で用いる情報  
(複数回答可、ケース①～④のいずれかを行っているとした事務職員の回答分)

### (6) 書類の真贋性を疑ったことのある経験は2～4%

編・入学生や在学生在が協定関係にない大学で修得した単位を認定する(ケース②および④)際に、提出された各種証明書について、偽造やその疑いがあったかについて聞いた(Q20-21)。その結果、疑いがあったとの回答は、学士課程(総回答数156件)で4%、大学院課程(同44件)では2%と少数であった。また、証明書の真偽を判別するための取組みを行っているとの回答についても、学士課程(総回答数156件)で13%、大学院課程(同44件)で20%であった。ここで、真贋性の判別のための取組みを行っている大学の割合が低率であることには着目せざるを得ない。

上述のように、書類の確認のための時間が限られているなかで、過去の実績から虚偽を指摘することは容易なことではない。調査では、真偽を判別するための取組みについても確認したが、回答には、

単位付与機関が発行した証明書の原本提出の義務付けや、単位付与機関から大学への証明書の直送、あるいは公証書の提出などが見られた。修得単位の認定においては、可能な限り、単位を付与した教育機関に直接、関連書類を求めるなどの工夫がなされていることもうかがえる。限られた時間の中で書類の正当性を確認するためには、さらなる情報の蓄積や共有の仕組みを考える必要がある。

#### (7) 単位認定の審査担当者の困難度：6~7割がやや困難もしくは困難

編・入学生や在学生在が協定関係にない大学で修得した単位の認定（ケース②および④）にかかる業務の困難度を把握するため、5つの項目について4段階の困難度で回答を求めた（Q24）。学士課程では、単位制度や成績基準等の「単位認定の対象となっている教育機関の教務関連情報収集（Q24-c）」、および「単位認定申請の対象となっている個々の科目情報に関する理解（Q24-e）」について、困難もしくははやや困難の回答が7割を上回った。基本情報と位置づけられる「外国の教育制度に関する情報収集（Q24-a）」、「単位認定申請の対象となっている教育機関の位置づけの把握（学校の教育段階、修業年限等）（Q24-b）」についても、一定の困難が生じていることがうかがえる（図6-1）。大学院課程でも同様の傾向が見られたが、「単位認定申請の対象となっている個々の科目情報に関する理解（Q24-e）」は、学士課程よりも困難と感じる実務者が少ない（図6-2）。

調査では、困難度の設問とは別に、単位の認定審査業務に関する時間・人員・運営費に対する満足度を4段階で聞いた（Q25）が、学士・大学院課程ともに、すべての項目で、満足と不満足の間がほぼ拮抗していた。

これらのことから、担当者が困難と考える要因については、「単位の認定審査業務に関する時間・人員・運営費」といったこともあるであろうが、自由記述には、「単位認定申請の対象となっている科目の授業内容・レベルを把握しづらい」、「協定校以外の場合に単位修得先大学との通信がとりづらい」といったものもあった。単位の認定業務においては、講義内容や学習の評価の視点にかかる学内の基準との同等性・比較性など、教育面での審査が必要となるが、それに必要なシラバス等の情報についても学生に提供を求めることが必要であろう。これが調査結果にも表れていることがうかがえる。

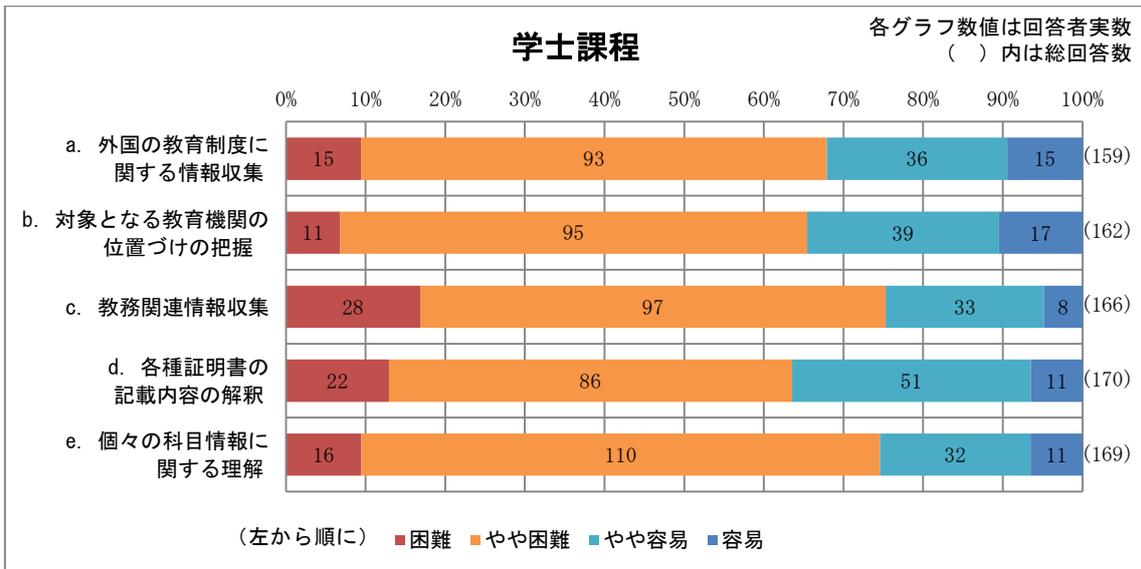


図 6-1：業務の困難度(学士課程) (ケース②または④を行っているとの回答分)

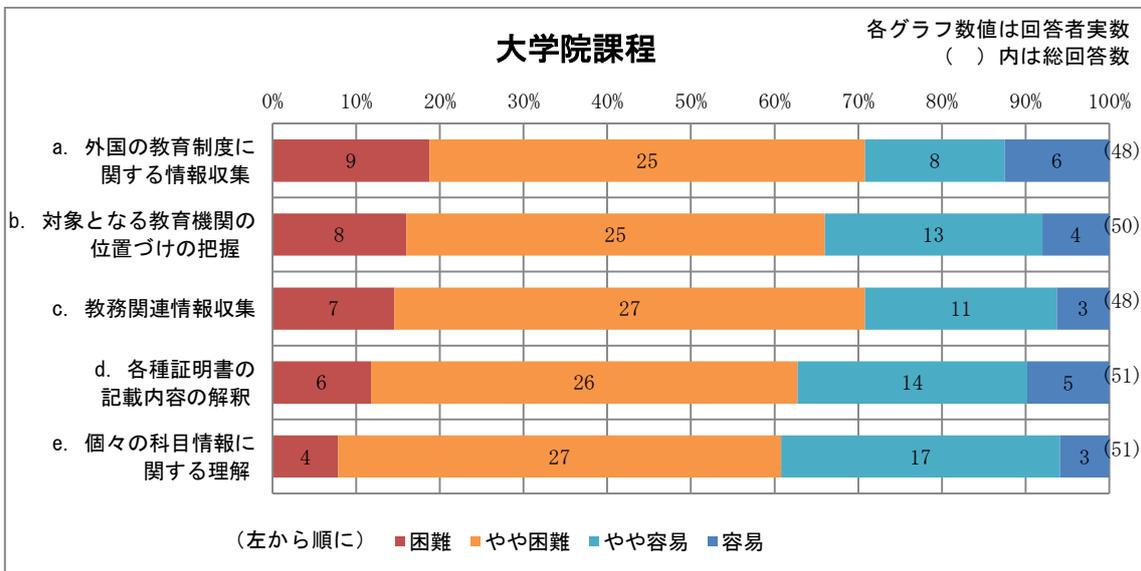


図 6-2：業務の困難度(大学院課程) (ケース②または④を行っているとの回答分)

### (8) 第三者機関による情報提供のニーズ：全体傾向

第三者機関による諸外国の教育に関する情報提供サービスがあればよいと考えたことがあるかの問い(Q27)について、「考えたことがある(Q27-a)」との回答は、学士課程では59%、大学院課程では55%であった(図7)。

提供を期待する情報(Q28)については、学士・大学院課程の担当者ともに、「一般的な教育制度(学校制度系統図、中等・高等教育機関の種別、学位制度等)(Q28-a)」、「履修制度(単位制度、成績評価基準、GPA制度等)(Q28-f)」、「教育課程の内容(シラバス等)(Q28-g)」の回答が多かった(図8)。

この調査結果からは、第三者機関のニーズがとりわけ大きいということとはできない。回答者の求める情報の傾向を見れば、全体的に、多様な情報を求めているものの、教育制度に関する基本的な情報

とともに、単位の修得先である教育機関あるいは教育課程に関する情報を求めることが読み取れる。  
 (7)でも述べたように、個々の大学で情報収集に努めている実態が反映されていると見ることもできよう。

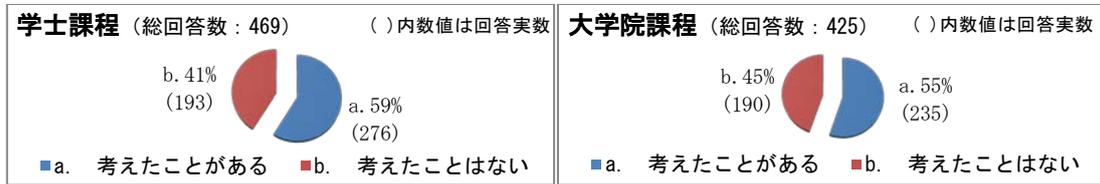


図7：第三者機関による情報提供サービスの期待（回答者：全員）

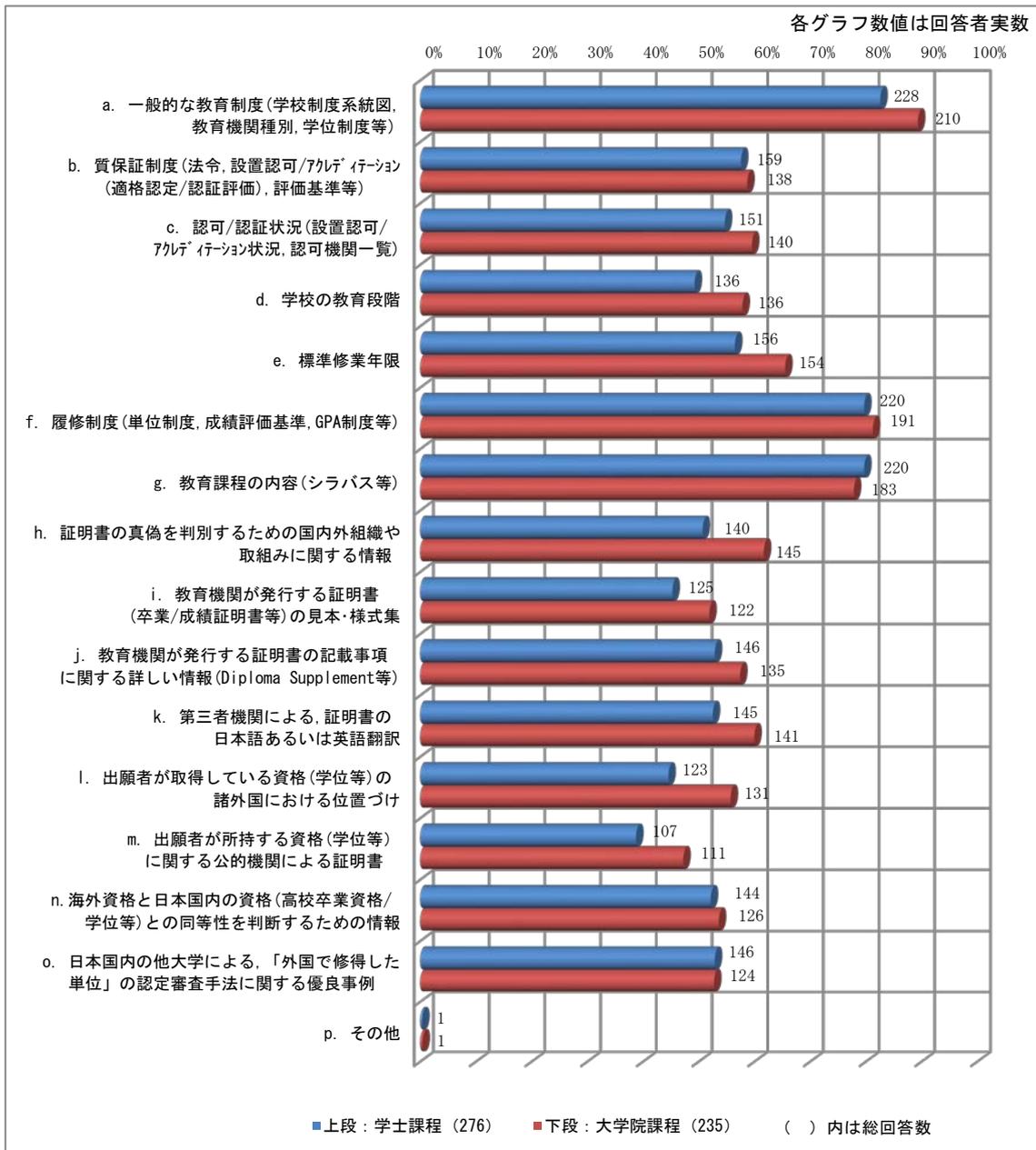


図8：期待する情報提供の内容（複数回答可、前出Q27で「考えたことがある」との回答分）

### (9) 第三者機関による情報提供のニーズ：単位認定ケース別の傾向

本調査の回答を分析して、さらに、第三者機関による提供を期待する情報について、単位認定のケース別の違いを探った。

#### A. 入学者・編入学者の修得単位の認定（ケース①と②の組み合わせ）

外国の教育機関からの入学者・編入学者が修得した単位の認定（ケース①、②）におけるケースごとの回答割合は図 9-1、図 9-2 のとおりである。

学士課程において、協定校からの学生のみを受け入れる際の単位認定を行っている組織（ケース①）では、「第三者機関による証明書の日本語あるいは英語翻訳（Q28-k）」、「出願者が取得している資格（学位等）の諸外国における位置づけ（Q28-l）」、「出願者が所持する資格（学位等）に関する公的機関による証明書（Q28-m）」等の情報に関する提供希望は少ないという傾向が読み取れる。一方、協定校以外の学生を受け入れる際の単位認定ケースが含まれる場合（②のみ、および①と②の両方）には、「認可／認証状況（設置認可／ア krediteーション状況、認可機関一覧）（Q28-c）」、「標準修業年限（Q28-e）」において提供希望が多いことがうかがえる。

大学院課程においても、ケース②が含まれる場合（②のみ、および①と②の両方）に、「認可／認証状況（Q28-c）」、「標準修業年限（Q28-e）」、さらに「証明書の真偽を判別するための国内外組織や取組みに関する情報（Q28-h）」の提供希望が多いことがうかがえる（図 12-2）。

このように、協定校と協定校以外のケースにおいて、最も開きが大きかったのは、「証明書の和／英訳」、「学位の公的機関による証明書」、「証明書真偽情報」、「認可・認証情報」にかかる情報提供への期待度合である。当然のことであるともいえるが、協定校においては相互の信頼関係が構築されていることから、多くの情報を必要としない傾向にあることがうかがえる。

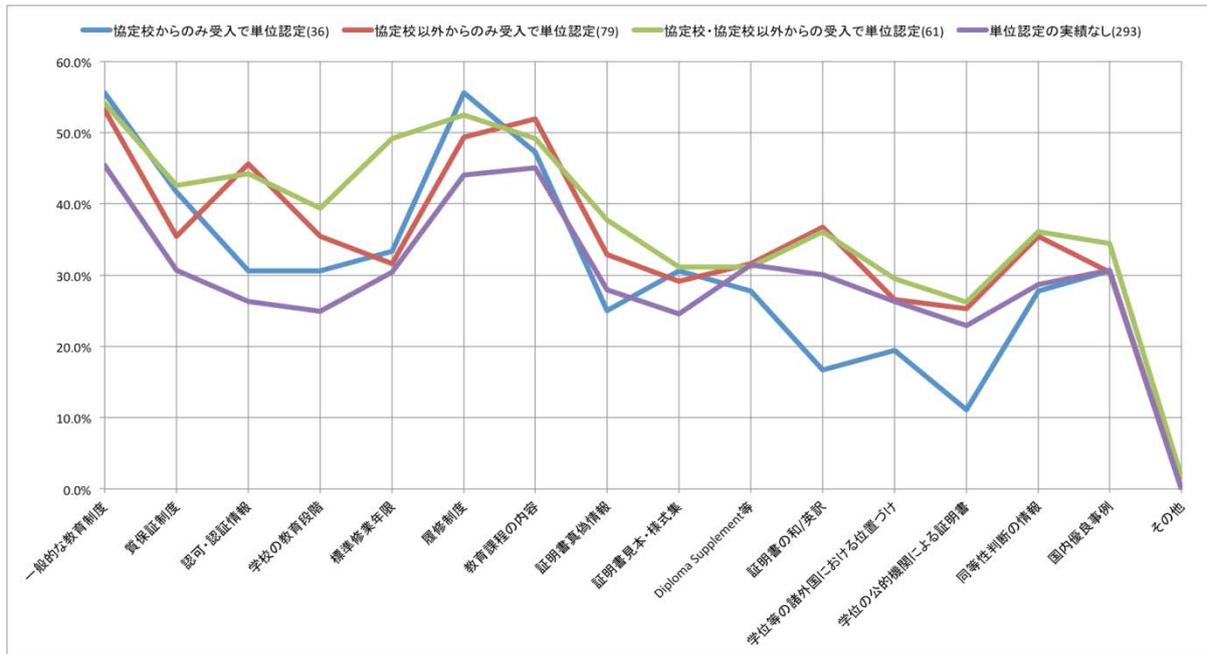


図 9-1：期待する情報提供の内容（学士課程）[ケース①、②の組合せ別]

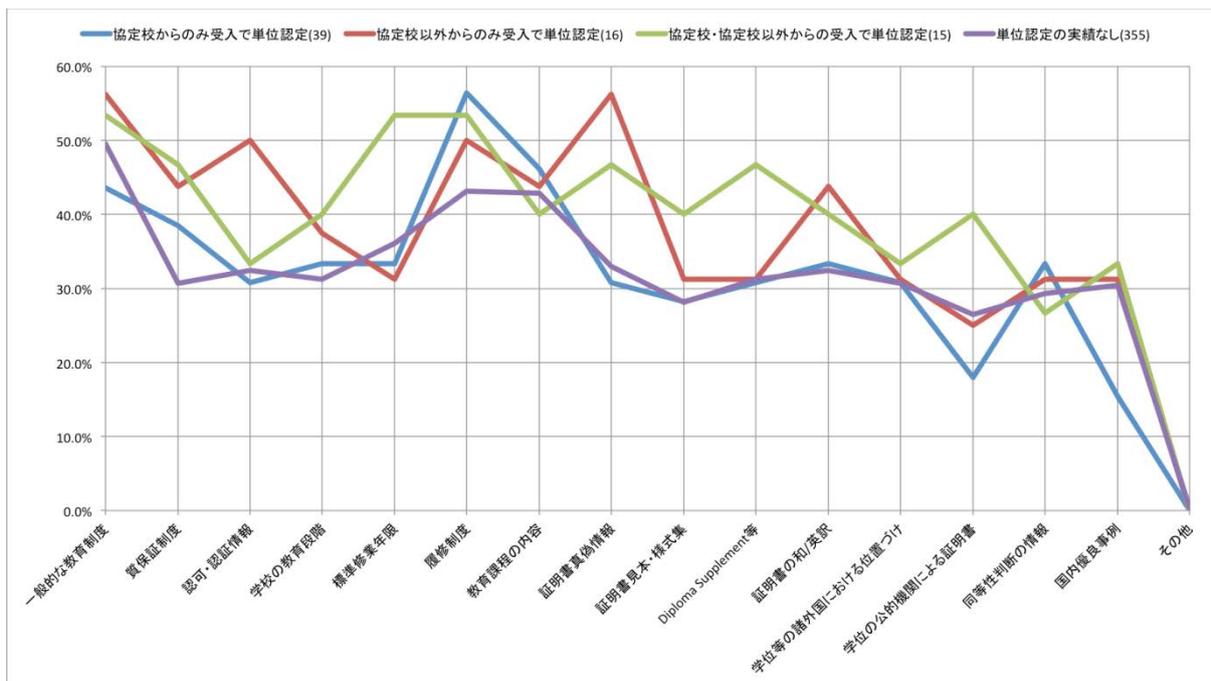


図 9-2：期待する情報提供の内容（大学院課程）[ケース①、②の組合せ別]

## B. 自大学の在学学生による修得単位の認定（ケース③と④の組み合わせ）

一方、自大学の在学学生が外国の教育機関に留学して修得した単位の認定（ケース③、④）におけるケース別の回答割合は図 10-1、図 10-2 のとおりである。

学士課程、大学院課程ともに、外国の教育機関との合意に基づく留学（ケース③）と合意に基づかない留学（ケース④）の両方において単位認定を行う場合が、提供情報の希望は比較的多い傾向がうかがえる。特に、学士課程では「認可／認証状況（Q28-c）」、大学院課程では「証明書の真偽を判別す

るための国内外組織や取組みに関する情報（Q28-h）、「教育機関が発行する証明書（卒業／成績証明書等）の見本・様式集（Q28-i）」等において、情報提供希望は多いことが読み取ることができる。

これらのことから、入学・編入学者の修得単位の認定に比べると、「履修制度」や「教育課程の内容」に関する情報ニーズは同様に高いものの多少ばらつきがある。一方、「証明書真偽情報」にかかる情報ニーズはかなり低いのが特徴的である。自大学の在学学生からの申請ということもあり、比較的情報が取りやすいということによるものと推察される。

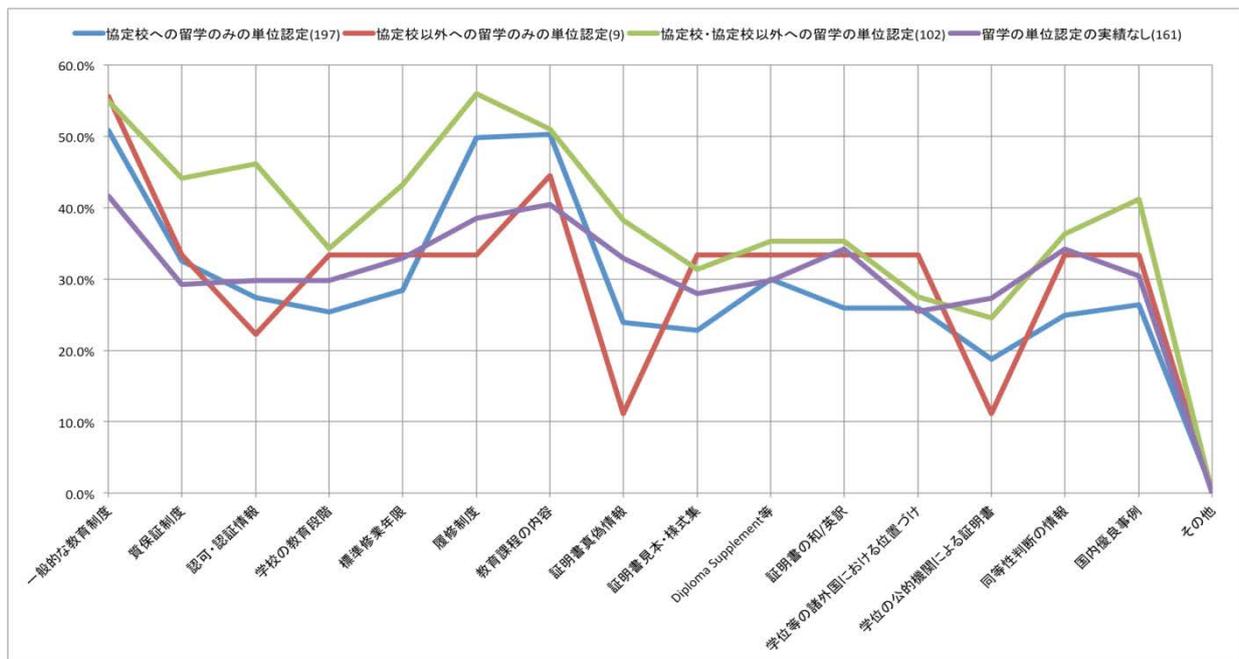


図 10-1：期待する情報提供の内容（学士課程）[ケース③、④の組合せ別]

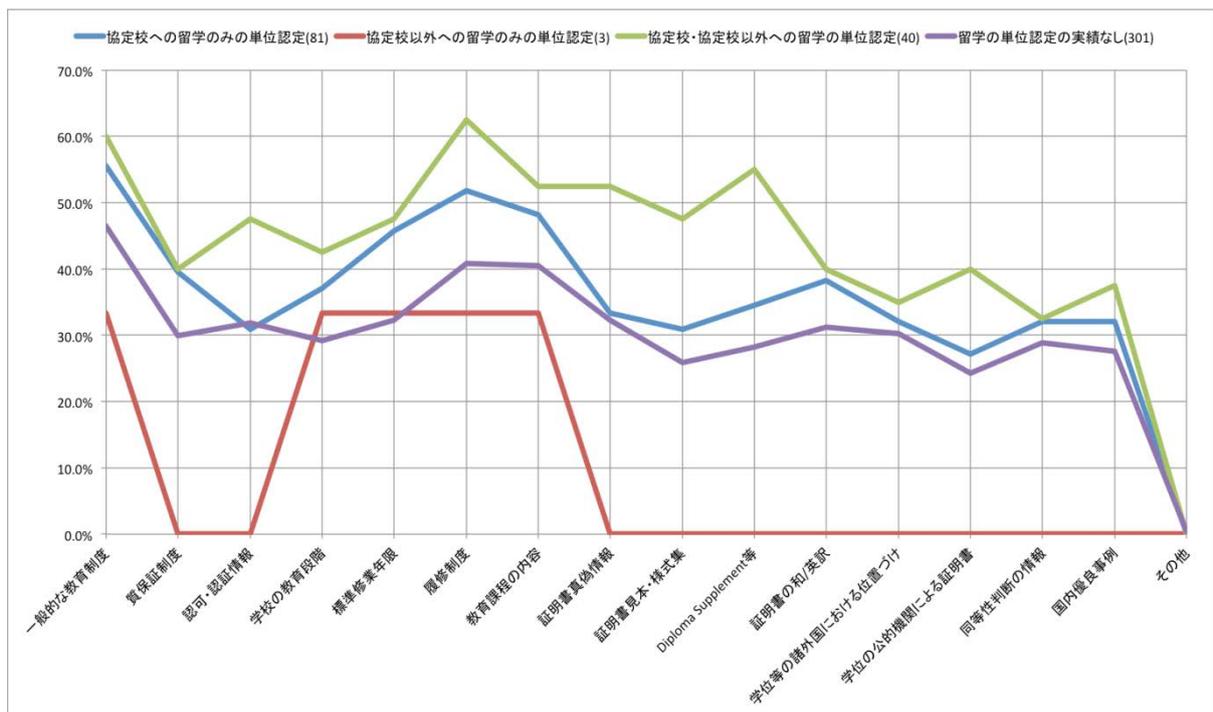


図 10-2：期待する情報提供の内容（大学院課程）[ケース③、④の組合せ別]

#### IV. まとめ

本調査を通じて、大学で適正かつ円滑な単位認定の環境を整えていくにあたって、大学における審査の視点や利用する情報や困難度について、その実態を把握するとともに、今後のあり方に資する情報を得ることができたといえよう。

学生が外国の教育機関で修得した単位を認定し、最終的に学生の学習成果をもとに学位を授与するのは大学である。大学において外国で修得された単位を適正に審査・認定するために、審査に必要な情報を把握するために、有用な情報源を確保することが必要である。その際、大学で情報を収集し蓄積してゆくこととともに、個別大学によるものだけではなく、大学外からの情報の提供を受けることや、大学間で共通の情報を共有することも円滑な単位認定に有用であろう。第三者機関による情報提供にも一定の期待が示された。

本調査によって、単位認定に伴うさまざまな課題も見えてきた。たとえば、外国の教育機関における修得単位を認定する際に、成績については評価を反映させていないことが多い状況であるが、我が国でも一般的になりつつある GPA による総合的な学習成果の評価指標への対応など、成績判断基準等の整合性など、さらに精緻な認定が必要になってくるといえる。また、国際的な学生の移動が多くなるにつれて、学生の提出した書類の真贋性の判定にも、より厳密な判定が必要となってくるといえる。これまでの経験では、真贋性に疑いをもったとの回答はわずかであったが、従来の受入れ実績のない国や大学における修得単位を適正に評価するためには、証明書の確認にも一層の注意が必要とされるであろう。そのためには、外国の教育機関に関する情報の共有の仕組みも求められよう。

学生の国際的な流動性が高まるにつれて、大学教育の質保証にも国際的な視点が重視され、各国での高等教育機関の設置基準や国際通用性のあるアクレディテーションの状況を参照して、学習の質を相互に保証する必要がある。外国での修得単位の認定において、とりわけ協定関係にない教育機関で修得された単位の審査にあたっては、当該教育機関状況を確認することが望まれる。これによって、外国における学習の成果を適切に評価することができ、学生の国際的な流動性を促進することができるようになると考えられる。

本稿で紹介した調査結果と分析が、学生の国際的な移動に対する我が国の大学と高等教育界における検討に資することを期待している。

\* 本調査は、文部科学省の補助事業の一環として、独立行政法人大学評価・学位授与機構研究開発部及び評価事業部国際課が共同で実施したものです。調査にあたっては、一橋大学・太田浩教授、東洋大学・芦沢真五教授、国立教育政策研究所・立石慎治研究員にご協力を賜りました。特に、本調査の設計、実施、ならびに結果の分析に際しては太田浩教授に深くご尽力いただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

【学生移動（モビリティ）に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査プロジェクト・メンバー】

研究開発部長	教授	武市 正人	筑波大学国際室係長	諸橋祐二
研究開発部	教授	吉川裕美子	評価事業部国際課長	秦 絵里
研究開発部	准教授	森 利枝	評価事業部国際課国際第2係長	井福竜太郎
			評価事業部国際課	菅原 悠

## 【注】

- <sup>1</sup> OECD (2014) *Education at a Glance 2014: OECD Indicators*.
- <sup>2</sup> EHEA Ministerial Conference (2012) *Mobility strategy 2020 for the European Higher Education Area (EHEA)*.
- <sup>3</sup> 高等教育の資格の認証・認定に関する代表的な地域条約としては、「欧州地域の高等教育に関する資格認証条約」(Convention on the Recognition of Qualifications concerning Higher Education in the European Region、1999年発効)や「高等教育の資格の認定に関するアジア太平洋地域条約」(Asia-Pacific Regional Convention of the Recognition of Qualifications in Higher Education、2011年採択)がある。
- <sup>4</sup> 「欧州地域の高等教育に関する資格認証条約」を受けて、締約各国には、資格等の認証に関する助言・情報提供を行う national information center (NIC) が整備されている。また、資格認証にかかる当該 NIC 間の情報提供のネットワークとして ENIC (European Network of Information Centres in the European Region) が設置されている。また、欧州委員会の主唱により、欧州域内の学位と学修の認証を目的として設立されたネットワーク、NARIC (National Academic Recognition Information Centres in the European Union) がある。両者は、ENIC-NARIC ネットワークとして、資格の認証に関する情報共有の場となっている。
- <sup>5</sup> US Department of Education (2009) *Diploma Mills and Accreditation—Diploma Mills*, <http://www2.ed.gov/students/prep/college/diplomamills/diploma-mills.html> (2015年1月30日アクセス) なおアメリカ連邦教育省によると、ディプロマ・ミル(ディグリー・ミル)とは、正規の大学等として認められていないにも関わらず、学位授与を標榜し、真正な学位と紛らわしい呼称を供与する者を指す。ディプロマ・ミルの多くが、顧客に対して全く教育を提供しないか、あるいは殆ど教育を提供しないで、対価を取って学位とまぎらわしい証明書のようなものを発行している。正規の設置認可や、認証評価機関等の質保証機関による適格認定(アクレディテーション)を受けている高等教育機関や教育プログラムであるかどうかをディプロマ・ミルを見極める材料となる。